

議 事 日 程

日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		組合行政に対する一般質問について
日程第 5	報告第 2号	専決処分の報告について
日程第 6	報告第 3号	継続費の逡次繰越しの使用について
日程第 7	報告第 4号	繰越明許費の使用について
日程第 8	認 第 3号	平成18年度一関地区広域行政組合一般会計決算の認定について
日程第 9	認 第 4号	平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計決算の認定について
日程第 10	議案第 11号	平成19年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第 11	議案第 12号	平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 2号	専決処分の報告について		
報告第 3号	継続費の逡次繰越しの使用について		
報告第 4号	繰越明許費の使用について		
認 第 3号	平成18年度一関地区広域行政組合一般会計 決算の認定について	8月23日	認 定
認 第 4号	平成19年度一関地区広域行政組合介護保険 特別会計決算の認定について	8月23日	認 定
議案第 11号	平成19年度一関地区広域行政組合一般会計 補正予算（第1号）	8月23日	原案可決
議案第 12号	平成19年度一関地区広域行政組合介護保険 特別会計補正予算（第1号）	8月23日	原案可決

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成19年8月23日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成19年8月16日
告示番号 第23号
招集日時 平成19年8月23日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	石川 章 君	2番	神崎 浩之 君	3番	大野 恒 君
4番	海野 正之 君	5番	尾形 善美 君	6番	佐藤 隆治 君
7番	高橋 幸喜 君	8番	牧野 茂太郎 君	9番	佐々木 清志 君
10番	阿部 孝志 君	11番	鈴木 英一 君	12番	小野 稲男 君
13番	伊東 秀藏 君	14番	藤野 壽男 君	15番	小野寺 藤雄 君
16番	木村 實 君	17番	岩 渕 一司 君	18番	菅原 啓祐 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	千 條 幸 男	議会事務局次長	佐 藤 甲子夫
議会事務局議事係長	八重樫 裕 之		

説明のため出席した者

管理者	浅 井 東兵衛 君	副管理者	高 橋 一 男 君
副管理者	畠 山 博 君	副管理者	坂 本 紀 夫 君
収入役	佐 藤 正 勝 君	事務局長	阿 部 睦 君
介護保険担当参事	岩 井 憲 一 君	環境衛生担当参事	藤 野 正 孝 君
事務局次長	阿 部 照 義 君	介護福祉主幹	青 山 モト子 君
介護福祉主幹	熊 谷 正 明 君	環境衛生主幹	稲 葉 幸 子 君
環境衛生主幹	須 藤 久 輝 君	環境衛生課長	富 永 精 二 君
監査委員	小野寺 興 輝 君	監査委員事務局長	大 内 知 博 君

会議に付した事件 議事日程に同じ

第5回広域行政組合議会定例会

平成19年8月23日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（菅原啓祐君） ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年8月16日一関地区広域行政組合告示第23号をもって招集の、第5回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（菅原啓祐君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

去る3月30日に、高田一郎君が一関市議会議員を失職したことにより、当組合議会議員も、一関地区広域行政組合同規約第6条第2項の規定に基づき失職したので、ご報告いたします。

高田議員の失職に伴い、一関市議会において実施された補欠選挙で当選されました大野恒議員をご紹介します。

大野恒君。

（大野恒君、登壇あいさつ）

議長（菅原啓祐君） 受理した案件は、管理者提案7件、質疑通告書1件であります。

鈴木英一君ほか1名から、組合行政に対する一般質問の通告があり、管理者に回付いたしました。

議長（菅原啓祐君） 次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書4件を受理いたしました。印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 次に、一関地区広域行政組合議会会議規則第90条の規定により、議員派遣を当職において決定し実施したものを、議員派遣報告書としてお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議長（菅原啓祐君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（菅原啓祐君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議長（菅原啓祐君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（菅原啓祐君） 日程第1、議席の指定を行います。

大野恒君の議席は、一関地区広域行政組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において、議席番号3番を指定いたします。

議長（菅原啓祐君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第74条の規定により、議長において、

5番 尾形善美君

11番 鈴木英一君

を指名いたします。

議長（菅原啓祐君） 日程第3、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長（菅原啓祐君） 人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。
浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 平成19年度の人事異動に伴う議会出席幹部職員をご紹介します。
事務局次長、阿部照義であります。

（事務局次長、あいさつ）

介護福祉主幹、青山モト子であります。

（介護福祉主幹、あいさつ）

環境衛生主幹、稲葉幸子であります。

（環境衛生主幹、あいさつ）

以上で職員の紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 次に、議会事務局の職員を紹介いたします。
事務局次長兼庶務係長の佐藤甲子夫であります。

（事務局次長兼庶務係長、あいさつ）

議事係長の八重樫裕之であります。

（議事係長、あいさつ）

調査係長の小野寺晃一であります。

（調査係長、あいさつ）

以上であります。

以上で人事紹介を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第4、組合行政に対する一般質問について、これより順次発言を許します。
第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。また、質問は通告に沿った内容であるとともに、
回数は3回以内、持ち時間は30分以内といたしますので、質問、答弁に当たりましては特に意を配さ
れ、簡潔明瞭にお願いいたします。

鈴木英一君の質問を許します。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 私は、日本共産党の鈴木英一でございます。
一般質問を行います。

通告順に従って質問いたしますので、明確な答弁を最初に求めておきたいと思っております。

最初は、介護保険法改正後の実態について伺います。

2005年10月から実施の食費、居住費の全額自己負担による利用者の負担増と施設退所者の実態は、
管内でどのぐらいになっているかについてであります。

介護保険法が施行されて、国民は、老後は安心して生活ができる、病気になって、例えば半身不随
になっても特養ホーム等に入れる、老健にお世話になれると思っていたところ、保険料は当たり前
に納めているのに、必要なときに介護が受けられない状況になっています。やっとなんか入れたと思っ
たら、食費と居住費、いわゆるホテルコストが全額自己負担になり、とてもその負担に耐えられず退
所者が出ています。

そこで、管理者に伺いたいのは、介護保険法ができたときの政府の説明は、安心して老後を迎える
ことができる制度であるという説明であったことでもあります。その所得によって介護から追い出され
る、または退所しなければならない人が多く出ることが予想されていたものなのではないでしょうか。いずれ

にしても、食費、居住費の負担が導入された後に退所者がどのくらいになっているのかについて、管内での実態を明らかにしていただきたいと思います。

また、ショートステイやデイサービスの制度の改悪によって、利用できなくなった人はどのくらいになるかもお聞きしておきます。

脳内出血や脳梗塞によって半身不随になったり、意識がなくても療養病床に入れず、家庭で面倒を見ている人が増えています。それなのに、療養病床を政府は23万床削減するとし実施していますが、管内での削減の影響はどのように表れているのか、その実態を明らかにしていただきたいと思います。

特養ホームになぜ入所できないのでしょうか。それは、施設が不足しているからではないでしょうか。財政が足りないと言いますが、お金の使い方の問題ではないでしょうか。例えば、アメリカ軍の移転費用に3兆円も出費するお金があっても、老後の国民に出すお金がないとは、どう考えてもおかしいと思うのであります。国民の福祉に金を回す、福祉の心が不足していると言わざるを得ません。いずれにしても、管内での入所待機者は、3月の議会での答弁では361人ほど待機者があると答弁されているが、その後増えているのか減っているのか、明らかにしていただきたいと思います。

次は、新予防給付の実施によって、自立支援や介護予防を口実に軽度とされた人から介護取り上げが行われているが、ベッドや車いす等の取り上げの管内の実態について説明を求めるものであります。

介護ベッド、車いすなどの福祉用具は、要支援1、2、要介護1という軽度者は原則として利用できなくなりました。その結果、全国で介護ベッドの利用者数は、2005年11月から2006年11月の1年間で27万4,000人から1万人へと95%も減少しました。車いすの利用者も11万8,000人から5万人へ58%減少、福祉用具全体では44万人から16万人へと28万人の減少とされています。実に3人に2人が福祉用具を取り上げられたこととなります。また、要支援1、2と判定された人が利用する新予防給付の訪問介護では、介護保険が使えるのは、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや、他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合という原則が設けられたのであります。これらの実態が管内でどのように現れているのか、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、このような改悪介護保険法に対して介護の現場から反撃が広がっているのであります。介護ベッド、車いすの貸し剥がしに対して怒りの声は大きく広がり、福祉用具の自費レンタルや購入に補助を行う自治体が広がっています。その世論と運動を受けて、厚生労働省も実態調査を実施せざるを得なくなり、1、関節リウマチなど時間帯によって頻繁にベッドが必要な人、2、末期がんなど状態が急速に悪化することが確実に見込まれる人、3、ぜん息など福祉用具によって症状の重篤化が防げる場合のいずれかに該当し、医師の意見に基づき判断され、サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていること、5、ここから大事です。市町村長が確認していることを条件に利用を認めるとして、ことしの4月から福祉用具貸与の制限を一部緩和しましたが、当組合ではこれら緩和された政策に基づく管理者の確認件数がいくらになっているか、また、そういう体制にあるかどうかを伺って、壇上からの質問といたします。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの鈴木議員の、介護保険法改正後の実態と新予防給付に関する質問等についてお答えをいたします。

介護保険法の改正により、平成17年10月から食費、居住費の全額自己負担が行われているところですが、当組合にあっては、利用者の負担の軽減を図るべく、所得の低い利用者に対しましては、

負担の限度額を設け、特定入所者介護サービス費において補足給付を行っているところであります。また、療養病床の削減につきましては、医療制度改革関連法を受け、県において地域ケア整備構想を取りまとめているところであり、その構想を第4期介護保険事業計画の中で検討すべく、推移を注視しているところであります。

新予防給付の実施による介護のあり方につきましては、特にも福祉用具の貸与は介護を受ける方々には欠かせないものでありますことから、本年4月から、介護予防を基本としながらも貸与の要件が緩和されているところであり、今後も現行制度の中で運用してまいります。

なお、具体につきましては事務局長から答弁をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 私からは、まず平成17年10月実施の、食費、居住費の全額自己負担による利用者の負担増と施設退所者の実態、管内の状況、ショートステイ、それからデイサービスの利用ができなくなった方の状況についてお答えをいたします。

食費及び居住費の全額自己負担についてですが、特別養護老人ホームの多床室の例によりますと、改正前と比較して、多い方は月額2万8,000円ほどの増額になっておりますことから、所得段階に応じまして、特定入所者サービス費において一定の基準額まで負担額を軽減しておるところでございます。また、この食費及び居住費の全額自己負担になったことによる施設の退所者数ですが、組合統合前の両磐地区一部事務組合等統合協議会介護保険事業部会で確認した経過がありますが、平成17年10月時点におきましては該当する方はおらない状況でございました。

ショートステイ及びデイサービスの利用についてですが、ショートステイは特定入所者介護サービス費の対象になり、デイサービスの場合には食費のみが自己負担になったものでございます。デイサービスの利用状況につきましては、介護保険運営協議会でも指摘がございまして、利用を控える例があると認識をいたしておるところでございます。

次に、療養病床23万床削減の影響についてであります。平成18年6月に成立いたしました医療制度改革関連法に、平成23年度までに医療の必要性に応じた療養病床の再編成が盛り込まれており、療養病床38万床のうち23万床を老人保健施設等へ転換することとされておるところでございます。

当地域における療養病床につきましては、岩手県において医療制度改革推進本部を設置いたしまして、本年秋ころまでに各圏域における地域ケア整備構想を取りまとめることになっております。その中で、管内における療養病床のあり方も計画されるわけですが、療養病床の指定権限のある岩手県の方針、施設等を現に経営される法人等の考え方もありますことから、推移を見守っているところでございます。

次に、特養ホーム入所待ちについてでございますが、待機者にありましては平成19年3月現在で、在宅で待機している方234人、病院で待機している方140人、合計374人となっております。昨年同期より16人増加してございます。待機者の中にありましては長期間にわたる方もおり、施設の整備が課題となっておりますことから、平成18年度におきましては、地域密着型施設であります小規模多機能型居宅介護施設2施設、認知症対応型共同生活介護施設1施設の指定をいたしました。また、本年6月には、岩手県から特別養護老人ホーム20床の指定があったところであります。

当組合といたしましては、施設入所の円滑化を図るため、管内施設の入退所の情報を集約し、利用者から相談を受けることとなるケアマネージャーとの情報の共有を図ることといたしておるところでございます。

次に、新予防給付の実施による福祉用具の貸与の状況でございますが、軽度者の福祉用具の貸与に

ついてですが、平成17年度までは介護を支えるものとして位置づけられており、平成18年度からは自立支援、介護予防を進めるものという考え方に変わりまして、特殊寝台等の貸与が制限されることになったところでございます。この制限につきましては経過措置がございまして、平成18年4月以降におきましても状態像に応じ日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる方、また、日常的に起き上がりが困難な方等につきましては貸与されているものでございます。さらに、本年4月から条件が緩和されまして、心身の状態が変動しやすい高齢者、状態が急速に悪化しつつある高齢者につきましては、主治医等からの意見を受け、サービス担当者会議に諮りケアマネージメントを行い、貸与をいたしておるところでございます。

福祉用具の貸与につきましては、ケアマネージャーの関心も高く、これまで3回ほど研修等の際に説明を行い、制度の理解を図っておるところでございます。なお、当組合にありましては、福祉用具のうち特殊寝台の貸与につきましては、平成19年4月の利用者は826人、平成18年4月の利用者が932人でありましたので、106人の減少となっております。また、車いすの貸与については、平成19年4月の利用は402人、平成18年4月の利用は366人となっております。36人の増加となっております。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 答弁をいただきましたが、具体的に数字が表されたのは最後のところでございますが、実態に即して、自己負担が強まったことによって退所した人はないということでございますが、本当に1人もなかったのか、私は施設によってはあるというふう聞いておりますが、いずれほかの理由をもって退所したことにしたのか、その実態をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

そこで、先ほどの答弁の中で、いわゆる一定の所得の低い方については、費用が安く、特定入所者サービスという形で軽減されているということですが、例えば組合が管轄する特養ホームなり、そのほかの民間が経営しているところでも、同じ率で軽減されているものかどうか、その辺をもう一度お聞きしたいというふうに思います。

それから、ショートステイ等で利用を控えている人が出ているという答弁で、結局費用がかさむ、利用料が前より増えた、負担が増えたということで控えているというふうに私も聞いていますし、実際に身近にもそういう方がおられます。そこで、それぐらいのものであれば、そんなに大きな負担にならないので、例えば組合が今までどおり通う方々に対して、低所得者等に対しては、もっと配慮した補助なり、利用負担をちょっと下げるなりして、やっぱり今までどおりショートステイ、それからデイサービスに通えるような措置をすべきではないかというふうに私は思うんですが、その辺は今後どう考えておられるのか、基準は基準だということでこの基準で持っていくのか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） まず、第1点目の退所者の実態のお話がありました。この退所者につきましては、いずれ制度そのものが平成17年からの制度でございまして、組合が統合する際の協議会でその実態を調査した経過がございまして、その際にはこの制度による退所者の実態はなかったという状況で、その後の調査につきまして、その理由等がこの制度によるものか、その辺は判明をしないところでございます。

次に、所得の具体のお話もあったわけですが、特定入所者の介護サービス費の利用の一例で申し上げますと、例えば基準の費用額にありましては、ユニット型の個室を利用する場合にありましては、居住費が1日当たりでございますが、1,970円となっております。食費にありましては

1,380円という基準額になってございます。これを、負担限度額を設けまして、それを超える部分につきましては、特定入所者介護サービス費において補足給付をいたしてございます。例えば第1段階の方でユニット型の、ただいま申し上げました1,970円と1,380円ご負担する方にありましては、第1段階の方は820円の居住費の負担、それから食費にありましては300円の負担で、その差額の分を特定入所者介護サービス費の給付事業といたしておるものでございます。

それから、利用を控える状況のお話もあったところでありますが、いずれ金額的なお話で申し上げますと、特定入所者のサービス費の給付状況を申し上げますと、平成17年度では延べ3,847人、1億7,560万円ほどの給付額となってございます。それが平成18年度にありましては、延べ1万3,410人ということで4億2,300万円という状況でございまして、2億4,700万円ほど、40.9%の増となってございまして、かなり特定入所者のサービス費の給付状況が伸びておるとい状況になってございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 次に、ベッドを、できれば取り上げられたとは言いたくないんですが、返した人から言わせると取り上げられたという表現にならざるを得ないというふうに思うんですが、そこで、106人もベッドを結局返したといいますか、取り上げられた人がいるということで、問題は、さっき私が質問したように、ベッドが本来あればこそ自分で動けると、なくて普通の布団を利用した場合、立ち上がるとか大変厳しい状況の人がいっぱいあるわけで、ベッドがあればこそ介護がやりやすいし、また本人も動きやすいという人がほとんどなわけで、そういうことからすると106人もベッドを取り上げられたあとのケアといいますか、どういう状況でそれを確認し、本当に政府が言う予防給付、予防に重点を置くからだということがそのことによって裏付けられているのかどうかですね、当組合としてその反証といいますか、政府が言う予防給付の考え方と実際に現地にいる皆さん方の様子を見た、そしてベッドを取り上げられた方々のそのあとの状況をどう確認しているか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 先ほど、壇上で話し申し上げましたとおり、軽度者の福祉用具の貸与につきましては、平成17年度の制度から、平成18年度にありましては自立支援と、それから介護予防を進めるという観点に変更されたわけでございまして、特に特殊寝台等の貸与のお話でございしますが、私が先ほど申し上げましたとおり、4月現在では106名ほど利用者が減となっております状況だということを申し上げたところでございますが、ただ、平成19年度から例外の規定がございまして、主治医等が疾病等その他の原因によりまして、必要と認められるという判断をされた場合については貸与を認めるというような状況になってございまして、先ほど申し上げました106名のうち死亡、それから施設入所、転出者、それが54名でございました。制度の影響によります方々にありましては52名というような状況にとらえてございます。ただし、これが、平成19年の8月現在にありましては、新たな平成19年度の制度、主治医の意見書等の添付によりまして28名が交付といいますか、寝台の貸与になっておるといことで、実際の制度の影響による52名のうち28名が貸与されたというような格好で見ますと、実質には24名が影響されたというような分析になるかと思っております。いずれ、このような状況でございまして、新たな例外制度ができましたことから、今後その推移を見ながら、当組合の貸与の方法等を課題として研究してまいりたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 鈴木英一君の質疑を終わります。

次に、木村實君の質問を許します。

16番、木村實君。

16番（木村實君） 16番、木村實であります。

一般質問をいたします。当局の明快なお答えをいただきます。

一関清掃センターへの簡易水道を導入し、より安全安心の飲料水を供給すべきではないか。

私は、平成18年6月定例一関市議会において一般質問をいたした経過がございます。この地域の住民の方々は、ごみ、汚水は利用されているが、命の親である飲料水は沢の水源であり、長年の念願であった簡易水道の導入がなされ、安全安心の飲料水が供給されて、生活水準が向上したと当局に大変感謝されていることを耳にしております。しかし、清掃センターは、前堀の井戸より東大橋を渡りリサイクルプラザ施設まで、ごみ焼却施設、し尿処理施設、それぞれ3ろ過器、滅菌器を通し飲用、またトイレ使用をしてきております。しかし、この施設は建設利用して以来約30年、すべての施設の老朽化が目立ち、各種修繕管理運営を余儀なくされている事実がございます。雑用水を分水して飲用は法定にも公共施設でも問題ないとされておると聞いているところでありますが、やはり約240メートルまで配管布設されている簡易水道を導入いたして、より安全、そして安心な飲料水を供給すべきとの願いを込め、申し上げるものでございます。この場からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 木村實君の質問に対する答弁を求めます。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） ただいまの木村實議員のご質問にお答えを申し上げます。

木村議員の一関清掃センターへの簡易水道導入についてでございますが、安心安全な飲料水の供給、これにつきましては大変に重大で重要な問題でございます。ご心配をおかけいたしておるところでございますが、恒久的な対策にあたっては、それぞれの市町の負担を伴いますことから、十分に協議していかなければならないと、このように考えておるところでございます。

なお、具体につきましては、事務局長から答弁をいたさせますので、ご了承を願います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 一関清掃センターの飲料水についてお答えを申し上げます。

一関清掃センターで使用している水にありましては、一関市総合体育館脇にあります浅井戸を水源としており、東大橋、狐禅寺字川口の中継ポンプ場、センター内の1,000トンのタンクを經由いたしまして、ごみ焼却、し尿処理、リサイクルプラザの各施設に分配いたしまして、各施設において塩素滅菌、ろ過をいたしまして、飲料水、プラント用水といたしておるところでございます。

水源の水質にありましては、年間を通して安定をいたしておるところでございますが、水質基準値を多少超えております鉄、マンガンにつきましては、各施設で除鉄、除マンガン等処理をし、水質基準に適合する水として使用しております。また、一時基準値を超えておりましたごみ焼却施設のマンガンにつきましては、昨年の9月にろ過装置の砂を交換することによりまして解決をいたしてございまして、現在は安全安心な飲料水となっておるところでございます。

ご質問の簡易水道導入であります。一関市の真滝弥栄簡易水道がセンター手前240メートルまで布設され、飲料水であれば供給可能となっておりますが、給水管の布設工事を実施する場合は構成市町の負担を求めることとなり、工事費が、概算ではございますが、3,000万円、維持管理費が年間30万円ほどかかりますことから、構成市町とも十分な協議をしてまいらなければならないと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 16番、木村實君。

16番（木村實君） それでは、2回目の質問をします。

丁寧に、水質検査の結果も発表になりましたが、私なりに平成17年、18年の8月、9月のデータを見ましても、水質の基準には、やはり滅菌器の作用を示して、法的に水質基準に適合しているということでございます。しかし、壇上でも申し上げましたが、繰り返しになります。三つの施設は水質基準に適合しているとはいっても、考え方の一つとして、上水道、簡易水道は国道、県道、市道に布設されております。そして、各家庭に給水をしております。清掃センターの場合は集水ポンプ場、そして中継ポンプ場、配水機場と布設されておる。しかし、当時の事情で道路より外れ、沢に布設されている部分もございます。そして、道路に布設がえをしておりますが、今日ではこのような工事は考えられない状況であります。したがって、今後、今取っておる雑用水から分水ということの状況から万一災害を想定したならば、やはり耐震要件を満たしている簡易水道を導入すべきと思うところがございます。また、現在、センターで働く人員は総じて61名、1日当たり自動車利用台数約160台に及ぶと、そういう大きな当組合の施設でございます。したがって、前回の一関市定例議会の質問に対して市長は、これは広域行政組合で導入すべきとの回答でありましたが、管理者である浅井市長は平成19年度の施政方針で、広域行政組合2年目を迎え順調にスタートしたと、そして日常生活の結びつきが諸問題を共有している、いわゆる平泉町、藤沢町との行政サービスを預かっている重責を強く感じていると述べられております。そのとおりだと思います。私はこの機会に、比率で出資しておりますのでございますので、大変失礼だと思いますが、この問題は金でございますので、大きな問題でございます。そして、話を詰めなければならぬとおっしゃっておりますので、そこで私は副管理者である、ご二人のご所見を承って2回目の質問を終わります。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） 簡易水道の引き込み関係につきまして、ご提言も含めてお話があったところがございますし、また、一関市の議会の方で、組合で行うべきとの答弁のお話もございました。これはそのとおりでございます。組合であくまでも工事施行するような格好になってございます。いずれ、この水道の引き込みにつきましては課題としておるところでございます。現状は、先ほど壇上でお話申し上げましたとおり、安全な水質でございます。ただ、各施設、特にも焼却施設、それから尿処理施設の方が老朽化をいたしておる状況でございます。補修工事も年々増えているところがございます。財政的な体力を考えますと、まずは施設の維持を第一義に考えざるを得ないというところがございます。先ほどから申し上げておりますが、課題としてその対策につきましては十分に検討してまいりたいと思っております。

議長（菅原啓祐君） 高橋副管理者。

副管理者（高橋一男君） ただいま木村議員の質問の中で、平泉町あるいは藤沢町も同じ組合の中にあるものですから、所見を聞きたいと、こういうことでございますので、ご答弁申し上げたいと、このように思います。

これは申し上げるまでもなく生活用水、生命にかかわる飲料水ということにかんがみますと、あまり予算等を気にしないでスムーズにやるというのが一番好ましい形であろうと思っておりますけれども、先ほど事務局長からの答弁にもありましたように、この給水管の施設工事を仮に実施する場合には、工事費が概算で3,000万円かかりますと、そしてまた維持管理費も30万円かかると。お金にだけこだわるといふ、申し上げ方はある意味では失礼かも知れませんが、このことについては、組合の中で十分、やっぱり協議しながら進めていくと、こういう性格のものであろうと、このように思います。今後、財政状況等も踏まえながら、十分にこれを検討させていただきたい、検討してまいりたい

と、このように考えておるところであります。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 島山副管理者。

副管理者（島山博君） 木村議員さんのご質問に対しお答えを申し上げたいと思います。

まず、安心安全な飲料水、これの確保は最優先されなければならないと思っておるところでございます。また、今、老朽化もかなり進んでいる、それに対する暫定的な措置の中で対応していると、こういうことではございますが、これはいずれ恒久的な対応をせざるを得ないと、そういう時期は到来するのだと思っておりますが、いずれこの辺につきましては組合内部で、管理者、副管理者を含めまして、慎重に検討して進めてまいらなければならない課題であると、このように考えておるところでございます。

議長（菅原啓祐君） 16番、木村實君。

16番（木村實君） ご回答いただきまして誠にありがとうございました。金ばかりでないよということと、あたりの施設も老朽化しているよということですが、人命、財産は何ものにもかえがたいものでございますので、管理者と相談してやるということで、前向きに前進あるのみで協議していただくことをご要望して終わります。

議長（菅原啓祐君） 木村實君の質問を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第5、報告第2号から日程第7、報告第4号まで、以上3件を一括議題といたします。

直ちに報告を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 報告第2号、専決処分の報告について申し上げます。

本件は、一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例の題名において、「一関地区広域行政組合」とすべきところを「一関市」と誤って表記していたことから、字句の修正を行うため、同条例の一部を改正する条例を管理者専決条例の規定に基づき、専決処分したので報告するものであります。

報告第3号、継続費の繰越使用の使用について申し上げます。

本件は、一般会計予算において、平成18年度から20年度までの継続費を設定している大東清掃センター廃棄物処理施設整備事業について、平成18年度の年割額のうち3,671万5,243円を平成19年度に繰越使用したので、報告するものであります。

報告第4号、繰越明許費の使用について申し上げます。

本件は、介護保険特別会計の事業勘定において、後期高齢者医療制度の運用開始に伴い、介護保険電算システム改修事業について、519万4,000円を平成19年度に繰越明許したので、報告するものであります。以上であります。

議長（菅原啓祐君） 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

以上で3件の報告を終わります。

議長（菅原啓祐君） 日程第8、認第3号、日程第9、認第4号、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者（坂本紀夫君） 認第3号、平成18年度一関地区広域行政組合一般会計決算の認定について、及

び認第4号、平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計決算の認定について、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、平成18年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えたことから、議会の認定に付するものであります。

なお、それぞれの決算につきましては、収入役から説明いたさせます。

議長（菅原啓祐君） 佐藤収入役。

収入役（佐藤正勝君） 私から決算の概要について説明を申し上げます。

認第3号、平成18年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算、認第4号、平成18年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算書2、3ページをお開き願います。

この表は、歳入歳出決算会計別総括表でございます。

歳入であります。一般会計にありましては、A欄、予算額30億3,749万9,000円に対し、B欄、決算額30億1,737万580円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は99.3%となっております。

次に、介護保険特別会計であります。まず、事業勘定にありましては、A欄、予算額109億1,448万9,000円に対し、B欄、決算額107億5,689万2,106円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は98.6%となっております。

サービス勘定にありましては、A欄、予算額4,816万円に対し、B欄、決算額2,815万2,151円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は58.5%となっております。

一般会計、介護保険特別会計の合計は、A欄、予算額140億14万8,000円に対して、B欄、決算額138億241万4,837円となり、Aに対するBの比率、予算額に対する収入割合は98.6%となっております。

一方、歳出であります。まず一般会計であります。C欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額29億5,229万6,711円となり、Cに対するDの比率、執行率は97.2%となっております。

次に、介護保険特別会計であります。まず事業勘定にありましては、C欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額102億6,279万5,743円となり、Cに対するDの比率、執行率は94.0%となっております。

サービス勘定にありましては、C欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額2,776万9,223円となり、Cに対するDの比率、執行率は57.7%となっております。

一般会計、介護保険特別会計の合計は、C欄、予算額は歳入予算額と同額で、D欄、決算額132億4,286万1,677円となり、Cに対するDの比率、執行率は94.6%となっております。

したがって、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額は、一般会計6,507万3,869円、介護保険特別会計事業勘定4億9,409万6,363円、サービス勘定38万2,928円で、計5億5,955万3,160円となっております。

次に、6、7ページをお開き願います。

一般会計の歳入歳出決算書の歳入であります。5款1項寄附金につきましては、調定額、収入済額いずれもゼロとなっております。これを除き、各款の調定額、収入済額ともに同額でありますことから、収入割合は100%であります。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げます。1款分担金及び負担金81.5%、2款使用料及び手数料8.5%、3款国庫支出金0.4%、4款財産収入1.8%、5款寄附金0.0%、

6 款繰入金1.9%、7 款諸収入5.4%、8 款組合債0.5%であります。歳入合計の収入済額は30億1,737万580円、不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は、合計で2,012万8,420円であります。

次に、8、9 ページをお開き願います。

歳出であります、歳出合計の執行率は97.2%となっております。

次に、各款の支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款議会費0.0%、2 款総務費3.8%、3 款衛生費63.2%、4 款公債費33.0%、5 款諸支出金、6 款予備費ともに0.0%であります。歳出合計の支出済額は29億5,229万6,711円であり、翌年度に繰り越す額が3,671万5,243円で、不用額は4,848万7,046円であり、予算現額と支出済額との比較は、合計で8,520万2,289円であります。

この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の6,507万3,869円となったところでございます。

12ページから33ページまでの事項別明細書につきましては、後ほど事務局長から説明を申し上げます。

次に、34ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。

千円単位で整理いたしております。

歳入総額30億1,737万1,000円、歳出総額29億5,229万7,000円で、歳入歳出差引残額は6,507万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額681万1,000円で、実質収支額は5,826万3,000円となります。

次に、介護保険特別会計について、説明を申し上げます。

38、39ページをお開き願います。

まず、事業勘定の歳入歳出決算書の歳入であります、1 款1 項保険料にありましては、収入済額16億6,156万5,340円で、調定額に対する収入割合は97.8%であります。不納欠損額は837万170円、収入未済額は2,927万260円であります。2 款分担金及び負担金、3 款使用料及び手数料、4 款国庫支出金、5 款支払基金交付金、6 款1 項県負担金、3 項県補助金、7 款財産収入、8 款1 項介護給付費準備基金繰入金、3 項財政調整基金繰入金、9 款諸収入につきましては、調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100%であります。6 款2 項財政安定化基金支出金、8 款2 項サービス勘定繰入金につきましては、調定額、収入済額はいずれも0円となっております。

次に、各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款保険料15.4%、2 款分担金及び負担金19.1%、3 款使用料及び手数料0.0%、4 款国庫支出金21.5%、5 款支払基金交付金27.1%、6 款県支出金14.2%、7 款財産収入0.0%、8 款繰入金0.6%、9 款諸収入2.1%であります。歳入合計の収入済額は107億5,689万2,106円で、不納欠損額、収入未済額は保険料の際に申し上げた額であり、予算現額と収入済額との比較は、合計で1 億5,759万6,894円あります。

次に、40、41ページをお開き願います。

歳出であります、歳出合計の執行率は94.0%となっております。支出済額の歳出合計に対する構成割合を申し上げますと、1 款総務費6.6%、2 款保険給付費90.9%、3 款財政安定化基金拠出金0.1%、4 款基金積立金0.0%、5 款地域支援事業費1.6%、7 款公債費0.0%、8 款諸支出金0.8%、9 款予備費0.0%であります。翌年度に繰り越す額は519万4,000円で、不用額は6 億4,649万9,257円であり、予算現額と支出済額との比較は合計で6 億5,169万3,257円あります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は、下欄外の4 億9,409万6,363円となったところであります。

ます。

次に、サービス勘定についてであります。

42、43ページをお開き願います。

まず歳入であります。1款サービス収入、3款諸収入は、調定額、収入済額とも同額でありますことから、収入割合は100%となっております。2款繰入金にありましては、調定額、収入済額ゼロ円となっております。各款の収入済額の歳入合計に対する構成割合を申し上げますと、1款サービス収入99.6%、2款繰入金0.0%、3款諸収入0.4%であります。歳入合計の収入済額は2,815万2,151円で、不納欠損額、収入未済額はいずれもありません。予算現額と収入済額との比較は、合計で2,000万7,849円であります。

次に歳出であります。44、45ページをお開き願います。

歳出合計であります。歳出合計の執行率は57.7%となっております。支出済額の歳出合計に対する構成割合は、1款サービス事業費が100%であります。歳出合計が2,776万9,223円であり、翌年度に繰り越すべき額はありませぬ。不用額は2,039万777円であり、予算現額と支出済額との比較は不用額と同額となります。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額が、下欄外の38万2,928円となったところであります。

48ページから63ページの事業勘定の事項別明細書、66ページから69ページのサービス勘定の事項別明細書につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

次に、実質収支に関する調書について申し上げます。

64ページをお開き願います。

このページは事業勘定の実質収支に関する調書であります。

千円単位で整理いたしておきまして、歳入総額107億5,689万2,000円、歳出総額102億6,279万6,000円で、歳入歳出差引額は4億9,409万6,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額259万7,000円で、実質収支額は4億9,149万9,000円となります。

次に、70ページをお開き願います。

サービス勘定の実質収支に関する調書であります。

歳入総額2,815万2,000円、歳出総額2,776万9,000円で、歳入歳出差引残額は38万3,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませぬので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となります。

次に、72、73ページをお開き願います。

財産に関する調書であります。1、公有財産、(1)土地及び建物であります。建物の非木造区分において一関清掃センター37.96平方メートルの増となっており、これは処理困難物の一時保管倉庫を増築したものであります。2の物品につきましては、決算年度中の増減は調書には表れておりませぬが、貨物自動車、一関清掃センターで残灰排出用ダンプを1台購入し、古い車両1台を廃棄しており、差引増減はゼロとなっております。

次に、74、75ページをお開き願います。

3の基金であります。1)財政調整基金につきましては、基金積立金5,617万4,591円の増により、決算年度末現在高は9,416万1,679円となっております。備考欄の債務5,221万円は出納整理期間中に取り崩したもので、これにより平成18年度の実質の現在高は4,195万1,679円となっております。

(2)介護給付費準備基金につきましては、基金積立金4億160万2,631円の増により、決算年度末現在高は5億9,583万783円となっております。備考欄の債務6,322万9,834円は出納整理期間中に取り崩したもので、これにより平成18年度実質の現在高は5億3,260万949円となっております。

次に、76ページをお開き願います。

定額資金を運用するための基金運用状況に関する調書で、高額介護サービス費資金貸付基金であります。基金の額は200万円で、貸し付けはございませんでした。

以上が一関地区広域行政組合、平成18年度の決算であります。

よろしく願いいたします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、初めに認第3号、平成18年度一関地区広域行政組合一般会計決算につきまして、補足説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお開きを願いたいと思います。

まず、歳入であります。1款1項1目総務費分担金にありましては、議会費、総務管理費、監査委員費を賄う経費の分担金でございます。一関市9分の7、平泉町、藤沢町各9分の1で、備考欄記載の金額となっております。2目の衛生費分担金にありましては、環境総務費、火葬場費、ごみ・し尿処理に係る経費を賄う分担金となっております。1節の衛生総務費分担金にありましては、均等割10%、人口割90%、2節、3節、4節にありましては、均等割10%、利用割90%の分担割合であります。2項1目建設事業費負担金は、統合前の組合債の償還に係る負担金となっております。1款の分担金及び負担金の構成市町の分担、負担金の割合にありましては、一関市86.4%、平泉町5.2%、藤沢町8.4%となったところであります。詳細の金額、割合にありましては、主要な施策の成果に関する説明書の5ページに掲載をいたしておりますので、参考に願いたいと思います。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料、1項2目1節釣山斎苑使用料の現年度分にあつては、使用料延べ1,325件分、旧組合精算分にありましては23件分であります。2節千厩斎苑使用料、現年度分使用料延べ1,013件分、旧組合精算分は19件分となっております。次に、2項手数料、1目1節一般廃棄物処理業許可申請手数料にありましては34件分であり、2節浄化槽清掃業許可申請手数料にありましては8件分となっております。次に、2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にあつては、搬入廃棄物のトン数は2万7,527トン、旧組合精算分にありましては18トンとなっております。2節大東清掃センター手数料、搬入廃棄物のトン数は2,379トン、旧組合精算分にありましては21トンとなっております。3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては6万5,608キロリットル、旧組合精算分にありましては5,682キロリットル、2節川崎清掃センター手数料にありましては3万4,865キロリットル、旧組合精算分にありましては3,267キロリットルのし尿、浄化槽汚泥の受け入れに係る手数料でございます。

次に、16ページ、17ページになります。

3款1項1目1節循環型社会形成交付金にありましては、大東清掃センター旧焼却施設解体に係る事業費の3分の1の交付金であります。

4款1項1目財産貸付収入にありましては、電力柱、NTT柱等に係る土地の貸し付け、千厩病院への伝染病隔離病舎の貸付収入20件分であります。2項2目1節物品売払収入にありましては、再資源品、再生品の販売収入で、一関清掃センターにありましてはアルミ、アルミ缶、スチール、スチール缶、それから古紙2,158トン、生ビン3万4,378本等で、大東清掃センターにありましてはアルミ、スチール、古紙等の809トンの売り払い収入であります。

18、19ページになります。

6款2項1目1節介護保険特別会計繰入金にありましては、旧東磐広域行政組合、旧一関地方広域

連合の事務費の剰余金を繰り入れいたしましたものでございます。

8款1項1目1節廃棄物処理施設整備事業債にありましては、大東清掃センター旧焼却施設解体に係る組合債でございます。

次に、歳出について申し上げます。

20ページ、21ページをお開きを願いたいと思います。

歳出につきましては事務事業別といたしておりますので、備考欄記載の主な内容について申し上げます。

1款1項1目組合議会費にありましては、議会に係る経費となっており、備考欄の三つ目の丸印になりますが、組合議会事務費にありましては、8節の報償費、以下14節の使用料及び賃借料の支出合計でございます。

2款1項1目総務管理費でございますが、備考欄の一般管理費のホームページ作成委託料であります。ホームページにありましては、平成18年12月8日から運用を開始いたしてございます。地方債遅延利息金にありましては、1日分の遅延に係る利息金であります。旧組合等事務費の返還金にありましては、旧組合等歳計剰余金のうち介護保険事業に係る事務費相当額を構成市町に返還をいたしましたものであります。その他経費は、需用費、役務費、使用料及び賃借料等であります。

22、23ページとなっておりますが、3款1項衛生総務費であります。備考欄、衛生総務費の印刷製本費にありましては、ごみの出し方ダイジェスト版6万500部、ごみ収集カレンダー5万8,300部を作成いたしまして、管内全世帯に配布いたしましたものであります。その他経費にありましては、電話使用料等の通信運搬費、追録代等の消耗品費等の事務経費となっております。環境教育費の環境学習指導員報酬にありましては1名分であります。リサイクル啓発事業といたしまして開催いたしましたガラス工芸、石けんづくり等リサイクル教室にありましては、78件、424人の参加となっております。その他経費にありましては消耗品費、リサイクル再生委託料であり、リサイクル品の売却は、家具、自転車等186件となっております。生活環境対策費、周辺住民健康診査委託料にありましては、公害防止協定に基づき、大東清掃センター隣接地域住民の健康診断を実施したもので、受診者数にありましては198人となっております。

24、25ページとなります。

3款2項火葬場管理費、1目、2目いずれも火葬場管理に係る経費でございます。1目釣山斎苑管理費にありましては、火葬炉設備等補修工事費にありましては台車交換、耐火材の積みかえの火葬炉設備工事584万4,000円、壁等の塗装工事247万8,000円、排気口カバーの取り付け工事189万円等8件の工事費でございます。2目の千厩斎苑管理費にありましては、火葬炉等補修工事費にありましては火葬炉附帯設備の定期補修工事であります。なお、斎苑の利用状況につきましては、主要な施策の11ページから13ページの方に記載いたしてございます。また、主な工事にありましては30ページ以下に記載をいたしてございますので、参照願いたいと思います。

次に、3款3項ごみ処理費であります。26、27ページをお開きを願いたいと思います。

1目一関清掃センター費であります。備考欄4行目、その他委託料にありましては、施設警備委託156万円、施設清掃業務委託146万3,000円等14業務の委託料でございます。施設補修等工事費にありましては、焼却施設定期補修工事5,460万円、排ガス処理施設定期補修工事1,911万円等14件の工事費でございます。また、ダンプ購入費にありましては、焼却灰運搬用車両の腐食が進行しておりましたことから更新をいたしましたものであります。その他経費にありましては、印刷製本費等の事務経費となっております。次に、リサイクルプラザ管理費、その他委託料であります。ごみ受け入れ作業業

務委託500万9,000円、エレベーター保守点検業務委託126万円、トラックスケール点検整備業務委託131万3,000円等17業務の委託料でございます。細破碎機修繕等工事費にありましては、処理困難物混入によります細破碎機修繕工事1,722万円、プラント機械設備工事1,170万8,000円、破碎机整備工事1,470万円等12件の工事費でございます。その他経費にありましては、施設保険料等の役務費等事務経費となっております。ごみ収集運搬事業費、その他経費にありましては、チラシ、ステッカー等の印刷製本費となっております。

次に、2目の大東清掃センター費であります。ごみ処理施設管理費、その他委託料は、脱臭用活性炭入れかえ委託201万6,000円、ごみピット汚水槽清掃業務委託199万5,000円、空調設備保守点検業務委託146万円等10件の委託料であります。その他補修工事は、焼却炉耐火物等補修工事798万円、インバーター等の補修工事993万3,000円、砂バケットコンベアの補修工事497万2,000円等6件の工事費でございます。

28、29ページとなります。

備考欄の2行目、その他委託料がございますが、これにありましては公害測定、廃蛍光管等の処理、廃タイヤ等の処理等の委託料となっております。

次に、3目舞川清掃センター費、4目花泉清掃センター費、5目東山清掃センター費にありましては最終処分場の管理経費となっております。各処分場の経費は備考欄記載のとおりとなっております。各処分場の埋め立ての状況にありましては、主要な施策の23ページの方に記載をいたしてございます。焼却残渣、それから不燃粗大残渣等の3施設の埋め立ての総数にありましては7,605トンとなっております。前年度と比較いたしますと839トン、9.9%の減となっております。

次に、30ページ、31ページとなります。

6目のごみ処理施設整備費にありましては、大東清掃センターの旧焼却施設等解体、ストックヤード整備といたしまして、3カ年の継続の初年度事業費でございます。報告第3号のとおり、支出済額3,387万6,757円、3,671万5,243円にありましては、継続費通次繰越といたしたものであります。

次に、4項し尿処理費、1目一関清掃センター費になります。

まず、第1し尿処理施設管理費、消耗品費にありましては、し尿処理の各種薬品が主な支出となっております。光熱水費にありましては施設の電気料であります。その他委託料にありましては、汚泥のリサイクル委託料2,161万5,000円、水質検査委託42万5,000円等5業務の委託料であります。定期整備等工事費にありましては、前処理機定期整備工事407万4,000円、脱水機の整備工事241万5,000円、凝集沈殿池の防食補修工事141万8,000円等5件の工事費でございます。

第2し尿処理施設管理費、消耗品費にありましては処理薬品、光熱水費は電気料となっております。その他委託料は、汚泥のリサイクル処理委託料となっております。脱臭塔交換等工事にありましては、脱臭塔の交換工事840万円、前処理機の整備工事577万5,000円、脱水機整備工事が483万円等7件の工事であります。

次に、2目の川崎清掃センター費になります。消耗品費にありましては、し尿処理の各種薬品等で、燃料費にありましては電気料、水道料でございます。その他委託料は、汚泥処理業務委託880万5,000円、汚泥の運搬業務630万円等6業務の委託料となっております。

32、33ページとなります。

4款1項1目の元金にありましては、旧組合時に施設整備のため借り入れをいたしました組合債の元金で、整備事業ごとの償還金にありましては備考欄に記載の金額となっております。また、2目

組合債の利子となっております。なお、具体の借入先別の残高、利率別現在高にありましては、主要な施策の5ページの方に記載をいたしてございますので、参考に願いたいと思います。

以上が一般会計でございます。

次に、認第4号、平成18年度一関地区広域行政組合特別会計歳入歳出決算について、補足説明を申し上げます。

48、49ページをお開き願いたいと思います。

まず事業勘定であります。1款1項1目の第1号被保険者保険料、1節現年度分の特別徴収保険料であります。納付義務者3万8,635人、収納率は100%となっております。2節現年度分普通徴収保険料にありましては、納付義務者8,142人で収納率は91.64%であります。収入未済額は、実人員で申し上げますと657人です。3節の滞納繰越分にありましては、収入済額は351人で収納率は20.78%、不納欠損額の内訳は、実人員で申し上げますと死亡45人、生活困窮が300人、転出が10人の計355人で、収入未済件数にありましては875人となっております。

2款1項1目の構成市町分担金であります。保険給付に係る経費にありましては高齢者人口割10%、給付割90%、地域支援事業に係る経費にありましては、高齢者人口割100%、その他経費にありましては均等割10%、高齢者人口割90%となっております。市町介護保険事業承継事務分担金、それから市町介護給付費準備基金承継分担金にありましては、旧組合から引き継いだ分担金であります。

分担金の構成市町の割合にありましては、一関市が85.9%、平泉町が5.8%、藤沢町が8.3%となつたところであります。詳細の金額、割合にありましては、主要な施策の36ページを参照願いたいと思います。

3款1項1目督促手数料にありましては2,616件分となっております。

4款1項1目介護給付費負担金は国の負担金でございます。在宅系にありましては給付費の20%、施設系は15%であります。

50ページ、51ページとなります。

2項国庫補助金、1目の調整交付金にありましては被保険者の所得構成、それから給付費の偏在等によりまして、おおむね標準給付費の5%を標準に算定される交付金であります。2目の介護予防事業費交付金にありましては予防事業費の25%、3目包括的支援等事業費にありましては任意事業、実態把握事業等に対する40.5%の補助金であります。

次に、5款1項1目介護給付費交付金にありましては保険給付費の31%、2目介護予防事業費交付金にありましては介護予防事業費の31%の交付金であります。

6款1項1目介護給付費負担金は県の負担金でありまして、保険給付費の在宅系が12.5%、施設系が17.5%となっております。

次に、52、53ページとなります。

3項の県補助金、1目介護予防事業費交付金は介護予防事業費の12.5%、2目包括的支援等事業費補助金にありましては、任意事業、実態把握事業等に対する20.25%の県補助金となっております。3目の総務費県補助金は旧組合の介護相談員派遣事業、それから電算システム改修に対する補助金となっております。

7款1項1目利子及び配当金にありましては、介護給付費準備基金の利子、高額介護サービス費資金貸付基金の利子となっております。

8款1項1目の介護給付費準備基金繰入金にありましては、財源調整のため基金を取り崩し繰り入れいたしましたものであります。

54、55ページをお開き願います。

3項1目財政調整基金繰入金にありましては、事務費等の財源調整のため基金を取り崩しまして繰り入れをいたしたものであります。

9款1項1目第1号被保険者延滞金にありましては68件分でございます。2項3目雑入であります。旧組合等歳計剰余金は、旧一関地方広域連合、旧東磐広域行政組合の剰余金となっております。その他雑入は、自動車損害共済災害共済金、それから臨時職員・介護認定調査員の雇用保険料等の内容となっております。

次に、歳出について申し上げます。

56、57ページの方をお開き願いたいと思います。

備考欄記載の内容について申し上げます。

1款1項1目総務管理費であります。備考欄、総務管理費の損害賠償金は、玄関引き戸修繕の賠償金となっております。その他経費は、病休代替臨時職員賃金、組合広報紙、封筒等の印刷製本費、コピー機等の使用料及び賃借料となっております。旧組合等精算事務費、その他経費にありましては、旧組合の3月分の事務経費であります。予備費充用にありましては、先ほど申しあげました賠償金に充用いたしたものでございます。

2項1目の賦課徴収費の旧組合等精算事務費にありましては、旧一関地方広域連合の介護保険料の口座振替手数料となっております。

58、59ページとなっております。

3項1目の認定審査費にありましては介護認定に係る経費で、209回の介護認定審査会を開催いたしまして、8,279件の審査判定を行ったところでございます。要介護認定申請状況、それから地域別認定者数等の状況にありましては、主要な施策の40ページの方を参照に願いたいと思います。

2款1項介護サービス費、1目介護サービス費から5目特定入所者介護サービス費にありましては介護給付金等でございます。平成18年度介護保険事業計画に対する給付実績の進捗状況にありましては93.6%となっております。サービス種別の人員、それから総費用等の詳細につきましては、これも主要な施策の42ページから46ページに掲げてございますので、参照願いたいと思います。

3款1項1目の財政安定化基金拠出金にありましては、県に設置いたしました基金への拠出金でございまして、標準給付費と地域支援事業費の0.1%を拠出したものとなっております。

4款1項1目の基金積立金は、基金利息を積み立ていたしたものでございます。

5款1項介護予防事業費は、介護予防事業として構成市町に委託をしたところで、運動機能の向上、それから口腔機能向上、認知症予防教室等の事業を実施いたしたところでございます。2項の包括的支援事業費にありましては、西部、東部包括支援センターに係る経費となっております。特定高齢者事業、総合相談、権利擁護、虐待相談等を行ったところでありますし、備考欄の介護支援任意事業委託料にありましては、家族介護者教室、介護用品等の支給、介護者リフレッシュ事業等を構成市町に委託いたしまして実施いたしたものでございます。実態把握事業委託料にありましては、在宅介護支援センターに委託し実施をいたしたものであります。地域支援事業にありましては、平成18年度介護保険事業計画に対する地域支援事業の進捗率にありましては88.4%となっております。

それから62、63ページとなります。

2目の一般事業費にありましては、4台の車両のリース、それから電算システムの使用料でございます。

7款1項1目の諸支出金にありましては、給付費等の精算に伴います国、支払基金への返還金、構成市町への返還金となっております。介護保険料等還付金にありましては、過誤納等還付734件分となっております。

次に、サービス勘定について申し上げます。

66、67ページをお開き願いたいと思います。

サービス勘定にありましては、西部、東部の包括支援センターが所管する要支援1、2の利用者に係る支援計画、ケアプランを作成管理する経費となっております。

歳入の1款1項1目の介護予防サービス計画費収入にありましては、6,287件分となっております。

それから68、69ページとなりますが、歳出でございます。1款1項1目の介護予防支援事業費、備考欄、介護予防サービス計画作成等業務委託料にありましては、居宅支援事業所に作成委託したものでございまして、5,175件分となっております。その他経費にありましては、需用費、役務費等の事務経費となっております。

以上が平成18年度の一関地区広域行政組合一般会計、特別会計決算でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（菅原啓祐君） 午前の審議は以上といたします。

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時01分

議長（菅原啓祐君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、次のことについてご協力願います。

質疑に当たりましては、通告内容に沿ったものとし、一関地区広域行政組合議会会議規則第48条の規定により、すべて簡潔にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないこととなっております。また、自己の意見を述べることができないこととなっておりますので、質疑、答弁とも単刀直入をお願いいたします。

質疑の回数は3回以内とし、質疑、答弁合わせて20分以内といたします。

質疑の方法は、一括質疑、一括答弁といたします。

質疑に当たりましては、決算書のページと款項目を明確にすること、以上でございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

鈴木英一君の質疑を許します。

11番、鈴木英一君。

11番（鈴木英一君） 質疑通告をしておりました件について伺いたいと思います。

最初は、決算書の60ページから62ページにわたって、介護保険事業勘定の委託料、介護支援委託料のところから伺いたいと思います。

このところで、介護の労働者、介護で働く労働者の介護報酬の切り下げが行われて、介護を支える人の労働条件が悪化しているということが言われています。そこで、介護報酬が在宅で1%、施設で4%、全体で2.4%切り下げられていますが、一方で、サービスの質の向上を図るためとして創設された特定事業者加算制度の利用があまりなくて、訪問介護で0.5%加算、居宅介護支援では0.01%など低調になっています。それは、加算の条件が厳しくて、中小業者は条件を満たすことがな

かなかできないというふうに言われています。そこで、介護労働者や事業者が将来に展望が持てなくなっていると言われておりますが、その点について、どういう状況にあるかということをお伺いしたいことと、もう一つは、福祉を志した介護士なり福祉で働く人たちが、いわゆる最初は非常な希望といたしますが、情熱を持ってやろうとしたのに、それがもう今の制度が切りかえられたので、心の燃え尽きがあって、バーンアウトというんだそうですが、それが広がって、介護から手を引いてやめていく人が非常に多くなっている。どこでも、どの事業所も人材不足となっていると言われております。そこで、管内の各事業所における労働者の状況は、やっぱり全国平均で言うように、やめていく人が多くなっているのか、そうではなくて、管内の場合はどんどん就職したいという人が現れているのか、その点をお伺いしたいと思います。

次は、地域包括支援センターの専門職員、これは充足率が一応のめどとして、国の基準では65歳以上の高齢者人口3,000人から6,000人当たりで保健師1人、社会福祉士1人、主任ケアマネージャーが1人、専任職員として配置するという事になっています。そこで、少なくとも自治体はこの基準を守る必要があるということになるわけですが、他の事業所に委託する場合でも、その配置を保障する財政的な支援を行うべきだというふうに私どもは考えておりますが、その現状ですね、組合の場合はあと3倍ぐらい各資格者が必要だというふうに思うんですが、現状とその将来の展望等を持ってやっておられるか伺いたいと思います。

それから、質問の順序がちょっと変わりますが、3、4をあとにして、5の成果に関する説明書の38ページから39ページに、介護保険料の賦課及び収納状況というのがあります。保険料の収入未済額が普通徴収と滞納繰越分で3,790万円ほどがあるわけですが、この説明書の、死亡された方、先ほど若干ありましたが、死亡された方とか低所得者層で払いたくてもなかなか払えないと思われる方がいるわけですが、その実態をお聞きしたいというふうに思います。

それから、監査意見書の19ページに関連して、介護保険料の徴収状況の中で滞納繰越分について837万円ほどの不納欠損処理がされています。この不納欠損処理できる法的な基準、根拠を示していただきたいというふうに思います。自治体の一般会計であれば5年経過した後は不納欠損処理できるということがあるわけですが、この介護保険の場合の不納欠損処理の基準、法的な根拠をお願いしたいと思います。

それから、3番目のごみの問題で、成果に関する説明書の28ページの最後のところに書かれている、脱水汚泥処理のうち一関清掃センター分について、農地還元をしているというふうにあります。これはどのような状態で農地に還元するのか、その実態をお聞きしたいと思います。それが将来、例えばほかのものと混ぜて発酵させて処理するというやり方が可能なのか、また、脱水したそのまま農地に入れるとすれば、その費用の面で、ほかの発酵させるような汚泥の処理よりは有利なのか、それから将来的に有望なものか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、成果に関する説明書の33ページの委託契約という表があります。その24番から38番までについてですね、当初契約と変更後契約の違いについて説明をしていただきたい。当初と変更後で約4倍ぐらいの差になっておりますので、これがどうしてなのか、それから、ほとんどの場合、指名業者が1社しかないんですね。39、40、その他では指名業者12社というふうになってはいますが、なぜ指名業者が1社なのかということについて説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、まず介護で働く労働者の介護報酬の改正によります影響についてお答えを申し上げます。

議員ご質問のとおり、平成18年に介護報酬の改定につきましては全体で2.4%、それから在宅にありましてはマイナス1%、施設分にありますはマイナス4%になってございます。全体的に抑制されておるところでございますが、施設の運営状況につきましては、介護保険運営協議会の中でも、各施設とも大変厳しい状況というお話をいただいております。また、施設の給付の推移から当組合といたしましても、施設経営の厳しさは認識はいたしてございます。この辺につきましても、厚生労働省におきまして、7月26日に保険介護分野の人材確保を図るという新たな指針をまとめまして、給与水準の引き上げなど労働環境の改善を柱とする社会保険審議会への諮問がなされておるところでございます。種々国の方でもそれにつきましては検討を加えておるようでございます。

それから、次に、地域包括支援センターの専門員の充足関係についてでございますが、お話のありますとおり、おおむね3,000人から6,000人に1カ所というような基準となっております。当地域にありましては、それらを勘案しますと7カ所必要となっております。人員にありましては、お話のとおり、保健師、それから社会福祉士、それから主任介護士、支援専門員ということで、1カ所にそれぞれ1名ずつ配置されることが、望ましい基準とはなっております。その計算でまいりますと、21人の職員を要することとなっておりますが、現在2カ所、職員数にありましては11名の配置となっております。制度発足初年度ということもございまして、構成団体職員を組合併任といたしまして、構成市町、それから支所の連携を図りながら業務を進めておるところでございます。いずれ、包括支援センター発足2年目となりますが、包括支援業務の高齢者の総合相談業務につきましては、構成の市町、それから支所との連携を行っておるところでございます。包括支援センターのあり方につきましては、設置箇所、それから人員につきましては課題でありますことから、平成20年度におきまして介護保険事業計画策定委員会等のご意見をいただきながら検討をしてみたいと思っておるところでございます。

次に、保険料の収入未済額、それから不納欠損が処理できる場合の具体的な内容でございますが、平成19年度に繰り越した収入未済額であります。不納欠損額を控除しますと2,953万2,000円ほどとなっております。人数で申しますと875名となっております。これにつきましては、文書、電話等で催促を行っておりますし、訪問による徴収、それから介護の申請を行う方につきましては、給付制限等を前提とした対応を行っておるところでございます。また、当組合の独自の減免規定がございまして、保険料の段階区分が第2段階該当者を対象にいたしまして、世帯全員が市町村民税非課税の場合、資産等を活用しても生活が困窮するという方、また、世帯の前年度の収入が120万円以下に該当する場合にありましては、保険料を第1段階に、申請により減免をいたしておるところでございます。

次に、不納欠損処理でございますが、介護保険料を徴収する権利の消滅時効期間は2年とされておるところでございます。一般税が5年の時効期間ということになってございますので、2年ということで短くなってございます。これにありましては、年度を単位といたします短期の保険でありまして、債権債務を長く不確定にする状態は保険事業の運営上好ましくないということから、このような状況となっております。その額も多額にならないことでもございまして、賦課から2年を経過したものについては徴収することができないこと、というような状況になってございます。不納欠損処理における死亡につきましては、死亡までの期間、それから介護保険料が賦課されたが、相続人等による支払いがなかったというような方が多いわけでございます。生活困窮にありましては、文書、電話催告等、それから訪問徴収によっても支払われなかったというものでございます。転出につきましては、転出までの介護保険料を転出先に督促したものの、死亡等により支払われなかったというものの例がござ

います。

次に、一関清掃センターの脱水汚泥の農地還元の関係でございますが、一関清掃センターでは平成12年から、肥料取締法第7条の規定に基づきまして、農林水産省へ肥料としての登録を行ってございます。住民からの依頼があれば無償で提供するというような状況でございます。肥料の形状を申し上げますと、そのままの固形状態でございます。含水率は82%から84%、成分としては窒素、リン酸、有機炭素となっております。用途は主に牧草地、果樹、畑などに活用されておるところでございますが、多少臭気を伴うような状況となっております。還元の方法にありましては希望によりまして運搬サービスも行ってはございます。ただ、散布でありますとか、すき込みなどには、利用者において行っていただくという方法になってございます。利用状況でございますが、用途の制限、それから臭気の問題がやっぱり一番でございます。また、利用農家のすき込み等を行う方々が高齢というような状況でございます。平成18年度の利用率にありましては、脱水汚泥全体で8%ほど、トン数で言いますと187トンほどで、これを前年度と比較いたしますと57%の減となっております。なかなか利用の拡大が難しいという状況になっておるところでございます。

次に、成果の関係で委託契約の当初と変更後の違いの関係でございます。これは、平成18年の4月に当組合が設置されまして、同時に3カ月の短期間の暫定予算を組んだところでございまして、その暫定予算の中で契約を行っておりますが、6月に議会が成立いたしました。通年の本予算を議決をいただいたところでございます。それに基づきまして変更契約を行ったというものでございます。また、1社による随意契約となっていることが多いのではないかとございまして、これにありましては、施設の稼働にありましては、4月1日から即業務を行わなくてはならないという状況にございまして、入札する暇がなく、統合後に円滑な事務を進める上で前年度の契約業者に引き続き委託をせざるを得なかったというような状況となっております。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 11番、鈴木英一君。

鈴木議員に申し上げますが、残り時間3分でございますので、効率よく時間を使っただけであれば大変ありがたいと思います。

11番（鈴木英一君） 一つだけ、事業者でもそうですし、特養の、いわゆる公的な特養でもそうですが、働く人たちがやっぱり意欲をなくして、やめているような状況が全国的に広がっていると、先ほどそれについては答弁なかったもので、その働く人たちが、どんどん働かせてくれという状況なのか、やっぱり希望をなくしてやめているのか、その辺の動向についてだけ聞いておきたいと思います。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） ただいまの質問で、管内地域の部分では把握はいたしてございませんが、全国的な状況を見ますと、いずれ介護職員の給与水準が大変低いということで離職する率も大変高くなって、人手不足が生じているというのが現状なようでございます。そこで、先ほど申し上げましたとおり、厚生労働省におきましては、給与水準の引き上げを図るための諮問を行って、来年度の介護報酬等の部分に反映させてまいりたいというようなことで、国の方では今、検討されておるような状況となっております。以上でございます。

議長（菅原啓祐君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、認第3号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、認第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(菅原啓祐君) 起立満場。

よって、認第4号は、認定することに決定いたしました。

議長(菅原啓祐君) 日程第10、議案第11号から日程第11、議案第12号まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

坂本副管理者。

副管理者(坂本紀夫君) 議案第11号、平成19年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。

本案は、平成18年度繰越金の財政調整基金への積み立て等、所要の補正をしようとするものであります。

歳入歳出予算に6,238万円を増額し、歳入歳出予算の総額を29億6,890万3,000円と定めようとするものであります。目的別歳出は、2ページの第1表のとおりで、総務費6,238万円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、繰入金411万8,000円、繰越金5,826万2,000円を見込みました。

次に、議案第12号、平成19年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

3ページをお開き願います。

本案は、平成18年度の介護保険事業、介護サービス事業の精算等を行うため、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算に5億2,826万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億7,752万5,000円と定めようとするものであります。サービス勘定にありましては、歳入歳出予算に38万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,935万8,000円と定めようとするものであります。

5ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、総務費166万8,000円、基金積立金2億3,714万4,000円、地域支援事業費1,020万4,000円、諸支出金2億7,924万5,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、4ページになりますが、国庫支出金413万2,000円、支払基金交付金2,448万9,000円、県支出金206万6,000円、繰入金607万5,000円、繰越金4億9,149万9,000円を見込みました。

6ページをお開き願います。

サービス勘定の目的別歳出は第1表のとおりで、諸支出金38万2,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしましては、上段になりますが、繰越金38万2,000円を見込みました。

以上、2件につきましては、事務局長から補足説明をいたさせます。

よろしくをお願いします。

議長（菅原啓祐君） 阿部事務局長。

事務局長（阿部睦君） それでは、議案第11号、一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きを願いたいと思います。

まず、歳出であります。2款1項1目総務管理費、説明欄、財政調整基金積立金にありましては、介護保険特別会計、サービス勘定の前年度繰越金と一般会計の前年度の純繰越金を合わせました5,864万5,000円を基金積み立てしようとするものでございます。介護保険特別会計繰出金にありましては、育児休業職員にかえて任用しよういたします臨時職員賃金相当額、それから地域支援事業の市町負担相当額につきまして、介護保険特別会計事業勘定に繰り出ししようとするものでございます。

これを賄う財源にありましては、8ページの方となっておりますが、6款1項1目の財政調整基金繰入金373万5,000円を見込み、6款2項1目介護保険特別会計繰入金にありましては、18年度のサービス勘定の繰越金を見込んだところでございます。

7款1項1目繰越金にありましては、平成18年度一般会計の繰越金を見込んだところであります。

次に、議案第12号になりますが、介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳出であります。1款1項1目総務管理費にありましては、職員の病休代替臨時職員1名分の賃金、社会保険料となっております。

4款1項1目基金積立金にありましては、給付費、介護予防事業費、包括的支援事業費の平成18年度の収支残等を介護給付費準備基金に積み立てしようとするものでございます。この積み立てによりまして、介護給付費準備基金の平成19年度末残高の見込みでございますが、7億1,119万7,000円ほどとなっております。

5款2項1目交付金事業費、説明欄、期限付臨時職員賃金等は、育児休業職員にかえて臨時職員1名を任用するための賃金、社会保険料等でございます。任意事業構成市町委託料にありましては、介護用品支給事業、食の自立支援事業等を追加補正しようとするものでございます。

7款1項1目諸支出金にありましては、平成18年度事業の確定による精算、返還金を補正しようとするものです。介護給付費精算返還金にありましては2億4,621万9,000円、地域支援事業費の交付金にありましては375万1,000円、事務費構成市町返還金にありましては2,887万5,000円となっております。介護保険料還付金にありましては、保険料還付金の増額が見込まれますことから40万円を見込んだものとなっております。

12ページの方に戻りまして、歳入となります。

4款2項3目の包括的支援等事業費交付金にありましては、育児休業職員の代替臨時職員賃金、任意事業委託料に係る国庫補助金で、事業費の40.5%を見込んだものでございます。

5款1項1目介護給付費交付金にありましては、追加交付分について見込んだものでございます。

6款3項2目包括的支援等事業費補助金にありましては、国庫補助金の際に申しあげました事業の県補助金で、事業費の20.25%を見込んだものとなっております。

8款1項1目介護給付費準備基金繰入金にありましては、事業費の財源調整分として還付金、それから地域支援事業費に充てるため準備基金を取り崩しまして、繰り入れしようとするものでござい

す。

8款3項1目一般会計繰入金にありましては、病休職員代替臨時職員賃金、地域支援事業分につきまして、財源調整として一般会計から繰入金を見込んだものでございます。

9款1項1目繰越金にありましては、平成18年度の事業勘定の実質収支額を繰越金として見込んだものでございます。

次に、サービス勘定でございますが、18ページの方をお開き願いたいと思います。

まず歳出でございますが、3款1項1目事業勘定繰出金でございますが、整理科目として計上いたしておりましたが、2目の一般会計繰出金として調整することから廃目としたものでございます。2目の一般会計繰出金にありましては、前年度繰越金相当額を財政調整基金に積み立てするため、一般会計繰出金として新たに目を新設いたしましたものでございます。

歳入にありましては、1款1項1目繰越金としてサービス勘定の前年度の繰越金を見込んだものでございます。以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げたいと思います。

議長（菅原啓祐君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅原啓祐君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、議案第11号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（菅原啓祐君） 起立満場。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（菅原啓祐君） 以上で議事日程の全部を議了いたしました。

第5回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は会期を本日1日間とし、平成18年度一般会計、特別会計決算、平成19年度一般会計、特別会計補正予算などの諸案件が終始真摯な審議により、すべて議決、認定、決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と浅井管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。また、組合行政に対する一般質問といたしましては、2名の議員から介護保険や一関清掃センターに係る質問が行われたところでありますが、一般質問や議案の審議を通して議員各位から開陳されました意見等については、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政各般にわたり、その向上が期されるよう、一層の熱意と努力を払わ

れることを念願するものであります。特に本定例会は、平成18年4月1日に一関地区広域行政組合が設立された後の一般会計、特別会計決算の審議を行ったところでありますが、順調に運営されておりますことはご同慶の至りであり、管理者を始め職員の皆様に対し改めて感謝を申し上げる次第であります。

介護保険事業並びに環境衛生事業の運営に当たっては、課題も山積いたしておりますことはご案内のとおりでございますが、構成市町民の福祉増進のため、今後さらに広域行政組合当局と一体となり、努力してまいりたいと考えております。

終わりに、今議会の運営にご協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に厚く感謝を申し上げまして、今定例会閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

浅井管理者。

管理者（浅井東兵衛君） 第5回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成18年度決算議会であり、当組合として初めて認定に付する決算審査、また補正予算など、慎重審議の上ご賛同賜りましたことに対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に役立ててまいりたいと存ずる次第でございます。

議員各位の一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（菅原啓祐君） これをもって第5回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後1時40分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長

一関地区広域行政組合議会議員

一関地区広域行政組合議会議員